

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	天草市

天草市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 天草市経済部農業振興課
所在地 天草市東浜町8番1号
電話番号 0969-32-6792(内1246)
FAX番号 0969-24-2524
メールアドレス nousin@city.amakusa.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

はじめに

この計画は、『ともにつながり 幸せ実感 宝の島“天草”』を天草市の将来像に掲げた第3次天草市総合計画において、「つながり稼げるまちづくり」を目指した農業の振興に係る政策「活力ある持続的な地域農業の振興」の「有害鳥獣対策の推進」分野別計画として位置づけされ、有害鳥獣による農業被害の軽減を図るため被害防止対策を推進するものです。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ（イノブタ含む）、ニホンジカ、タヌキ カラス類、サギ類、カモ類、アライグマ (以下、イノシシ（イノブタ含む）はイノシシと表記する)
計画期間	令和5年度～ 令和7年度
対象地域	熊本県天草市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
イノシシ	水稻	6.19ha	6,475 千円
	果樹	2.90ha	13,825 千円
	飼料作物	0.96ha	1,100 千円
	野菜	0.83ha	2,362 千円
	いも類	0.36ha	1,349 千円
	工芸作物	0.06ha	293 千円
ニホンジカ		0ha	0 千円
タヌキ	果樹	0.09ha	335 千円
カラス類	果樹	0.05ha	384 千円
サギ類		0ha	0 千円
カモ類	麦類	0.32ha	16 千円
その他鳥類	水稻	0.02ha	16 千円
	果樹	0.08ha	527 千円
アライグマ		0ha	0 千円
合計		11.86ha	26,682 千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

- ニホンジカについては、目撃情報及び捕獲はあっていが、農作物被害の把握はできていない。
- サギ類については、植え付け後の水稻の踏倒し、鳴声・糞等の被害報告はあっていが、数値の報告は把握できていない。
- アライグマについては、現在は生息が確認されていないため、農作物被害はない。

(2) 被害の傾向

- ①イノシシについては、農作物被害が平成初期頃から頻繁に報告されるようになり、捕獲活動や防護柵等の設置による被害防除対策に取り組んでいるが、耕作放棄地の増加や生息環境の変化により農地周辺での生息数が増加している。特に水稻・いも類・果樹の被害が多く、枝折れなどの被害額に表れない果樹園の被害も増加している。また、人家付近への出没も増えており、庭先の掘り返しや車との追突、接触事故等も発生している。
- ②ニホンジカについては、平成23年度に初めて上島地域で目撃されて以来、市内全域で目撃情報が寄せられている。平成30年には栖本町地区、令和元年10月には天草町地区、令和2年1月には有明町地区と各地で車との接触事故が発生し、倉岳町、栖本町地区では剥皮被害も確認されている。また、令和3年度には本渡地区と天草町地区それぞれで2頭のシカが捕獲されるなど、天草市内での生息域の拡大が懸念される。
- ③タヌキについては、畜舎へ侵入し餌を荒らしたり、仔牛を噛む等家畜への被害や、ハウス施設でビニールを破損するなどの報告もあっている。また、人家付近に出没し溜糞等で生活環境被害を引起している。
- ④カラス類については、畜舎に侵入し餌を荒らす、仔牛や仔豚を突く等家畜への被害、また農作物や果樹への農業被害が発生している。
- ⑤サギ類については、植付け後の水田で稻の踏み倒しや汚れ・痛み等の被害があり、天草地域のほぼ全域で発生している。また、河浦地区では鳴き声・糞の落下による臭い等の生活被害が報告されている。
- ⑥カモ類については、本渡地区における麦の若芽の食害や、河浦町地区においては、植え付け後の水田での苗の食害、新和町地区においてはアオサへの食害被害が報告されている。
- ⑦アライグマについては、現時点においては生息が確認されていないが、急速に生息域が広まっており、今後の被害発生が懸念される。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)	軽減率 (%)
イノシシ	被害金額	25,404千円	21,847千円	14%
	被害面積	11.30ha	9.76ha	14%
ニホンジカ	被害金額	—	—	現状維持
	被害面積	—	—	現状維持
タヌキ	被害金額	335千円	288千円	14%
	被害面積	0.09ha	0.08ha	14%
カラス類	被害金額	384千円	330千円	14%
	被害面積	0.05ha	0.04ha	14%
サギ類	被害金額	—	—	現状維持
	被害面積	—	—	現状維持
カモ類	被害金額	16千円	14千円	14%
	被害面積	0.32ha	0.28ha	14%
その他の鳥類	被害金額	543千円	467千円	14%
	被害面積	0.10ha	0.09ha	14%
アライグマ	被害金額	—	—	現状維持
	被害面積	—	—	現状維持
合計	被害金額	26,682千円	22,946千円	14%
	被害面積	11.86ha	10.25ha	14%

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシについては、市内全域において被害が発生するため、年間を通じた捕獲許可を行い、合併前の旧市町単位で捕獲隊を編成し、銃器及びわなによる捕獲を実施している。捕獲されたイノシシは、成獣8千円／頭、幼獣4千円／頭の報償金を交付している。 ・農家自らが有害捕獲に積極的に取り組み、農業被害軽減につながるよう、法人等の捕獲従事者として捕獲許可を行う環境を整えた。 ・カラス類については、被害発生状 	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、イノシシについては、幼獣のみを捕獲すると雌の成獣は出産回数が増える傾向があり、また、箱わなでの捕獲に失敗すると危険認知をするため、その後の捕獲が難しくなっている。そのため効果的な成獣捕獲あるいは成獣・幼獣の同時捕獲に向けた技術研修が必要である。 ・捕獲隊員の高齢化により、今後の捕獲者の減少が懸念される。 ・被害農家が積極的に自衛のために捕獲できる環境を整備したものの、自衛意識が低い。 ・銃猟免許所持者の高齢化や新規銃猟免

	<p>況に応じて捕獲許可を行い、銃器による捕獲を実施。活動にあたっては、出動日数に応じて、2千円／日の報償金を交付している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わなを購入した捕獲隊員に対し購入経費の2分の1以内で箱わなは3万5千円を限度に、くくり罠は1万円を限度に補助金を交付している。 ・新規の狩猟免許取得者に対し、取得経費の2分の1以内で1万円を限度に補助金を交付している。 ・国の鳥獣被害防止総合対策事業により箱わな等を購入し、捕獲隊員へ貸し出し捕獲を実施している。 ・協議会では、箱わな技術研修会を開催し捕獲隊員の技術向上・捕獲隊員間での情報の共有を図っている。 	許取得者が少ない傾向であるため、カラス駆除等、銃器による被害防止対策や捕獲活動に支障を来す恐れがある。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵の設置者に対し、単独施行の場合は経費の2分の1以内で50万円を限度、共同施行の場合は経費の3分の2以内で50万円を限度に補助金を交付し防除に取組んでいる。 ・鳥獣被害防止総合対策事業の侵入防護柵整備により、広域的な防護柵（ワイヤーメッシュ等）の設置を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵の設置が一個人の農地のみとなっている場合が多く、未設置農地への被害を引き起こしているため、一体となつた設置の推進が必要である。 ・設置方法や設置後の管理について、現地指導やマニュアルの配布等により維持管理の徹底を図る。 ・放任果樹や野菜くず等による無意識な餌付け防止の取り組みが必要である。
生息環境管理その他の取組	<p>市民に対し、イノシシの生態や、集落での無意識のえづけなど気づきを与えるためのえづけストップ講座を開催し、農地や集落へイノシシ寄せ付けないための意識改革を図っている。</p>	引き続き、市民に対しえづけストップ講座を開催していく。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ・地域ぐるみで野生鳥獣を集落に寄せ付けない環境づくり（放任果樹の除去や未収穫野菜の適正処分、防護柵の設置・管理等）に向けた講習会を、中山間地域等直接支払事業等に取り組む集落や各地域公民館等で行い、住民主体の被害防止活動を推進する。
- ・新たな防護柵の設置には国等の補助事業や市単独補助による防除対策に支援を行うとともに、広域的な整備を推進する。
- ・捕獲従事者の確保を行うため、新規狩猟免許取得者への補助や捕獲用わなの購入補助を行う。
- ・効果的かつ効率的な捕獲活動ができるよう、ＩＣＴを活用したシステムの導入を行なう。
- ・捕獲されたイノシシを地域資源として有効利用するための、仕組みつくりと環境整備に取組む。
- ・被害拡大の可能性があるニホンジカについて、関係機関と連携し対策を検討する。
- ・カモ被害については、今後、露地野菜等への影響も考えられることから、県内の事例等も踏まえ、効果的な防護対策について情報収集を行い、被害状況に応じて対策を行っていく。
- ・天草地域鳥獣被害対策担当者会議（県主催）にて、天草管内の自治体と鳥獣害対策について情報を共有し、広域的な取り組みを進めていく。
- ・アライグマについては、現在生息が確認されておらず被害はないが、早期発見に努めることができるよう、生態や被害状況等の情報を共有しておく。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器や GIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・天草市有害鳥獣捕獲対策協議会の捕獲隊員（旧2市8町単位：10地区10班編制）による捕獲活動を行う。
- ・農業協同組合等の法人に捕獲許可を行い、被害農家が積極的な捕獲ができる環境を周知し、農家の自衛捕獲を積極的に推進する。
- ・鳥獣被害対策実施隊については、市職員及び民間隊員で構成し緊急時の出没対応や被害地の確認等を実施する。また、各地区の実施隊員によるイノシシの一斉捕獲活動を実施する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年 度	イノシシ、ニホンジカ、 タヌキ、カラス類、 サギ類、カモ類 アライグマ	・天草市有害鳥獣捕獲対策協議会と連携して、捕獲機材の購入、捕獲従事者の育成、防 止対策研修会の開催等を進めていく。
令和6年 度	イノシシ、ニホンジカ、 タヌキ、カラス類、 サギ類、カモ類 アライグマ	
令和7年 度	イノシシ、ニホンジカ、 タヌキ、カラス類、 サギ類、カモ類 アライグマ	

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
本市において過去3年間のイノシシ捕獲頭数の平均が6,773頭で、令和2年度において過去最高となる7,616頭の捕獲があり、これまで年平均6,000頭前後であった捕獲頭数を大きく上回ることとなった。令和2年度は、これまで被害がなかった民家付近の農地へのイノシシ出没が相次ぐなど、人間の生活圏近くまでイノシシが迫ってきている状況がうかがえた。相当数の個体が生息していると推測されるため、これまでの実績を踏まえ計画数を7,500頭と設定した。
ニホンジカについては、平成26年度に1頭、令和3年度に2頭の捕獲実績であるが、目撃情報による生息数の増加が予想されるため、計画数を30頭と設定した。
タヌキについては家畜の飼料被害や生活環境被害等が増え捕獲頭数が増加している事から、計画数を300頭と設定した。

カラス類・サギ類、カモ類については、被害の発生状況により、旧市町単位の10地区で捕獲活動を実施することとし、カラス類については果樹や牛舎等への被害対策として捕獲頭数が増加傾向にあるため計画数を2,500羽と設定し、サギ類については稻の踏倒し被害が発生し捕獲頭数が増加していることからサギ類の計画数を300羽と設定した。カモ類については、秋から春先にかけての麦類や水稻の食害、また、野菜等の食害が発生しており、追い払いを中心とした捕獲活動により300羽で設定した。

なお、イノシシ及びカラス類等の捕獲にあたっては錯誤捕獲、事故等には細心の注意を図り行う。

アライグマについては、現在、生息が確認されていないが、生息が確認された場合、迅速な対応が必要と考えられるため、捕獲頭数を10頭と設定した。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	7,500頭	7,500頭	7,500頭
ニホンジカ	30頭	30頭	30頭
タヌキ	300頭	300頭	300頭
カラス類	2,500羽	2,500羽	2,500羽
サギ類	300羽	300羽	300羽
カモ類	300羽	300羽	300羽
アライグマ	10頭	10頭	10頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
イノシシ、ニホンジカの捕獲手段は、箱わな、くくり罠、銃器により捕獲場所に応じて適正な捕獲機材を使用することとし、年間を通して実施する。捕獲範囲はイノシシ、ニホンジカの生息、被害状況、目撃情報から天草市全域とする。
タヌキ、アライグマの捕獲手段については、被害発生箇所や状況に応じて箱わなを使用して実施する。捕獲範囲は被害地域等状況に応じて行う。
カラス類・サギ類・カモ類の捕獲手段は、捕獲の効率性を考えて銃器を使用して実施する。捕獲範囲は被害地域等状況に応じて行う。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

警戒心が強いイノシシ・シカにおいては、長距離射程で命中精度が高いライフル銃の使用により、捕獲効率を高めることが期待できる。

なお、散弾銃を基本とした捕獲とし、ライフル銃の使用にあたっては、矢先の確認、山野の斜面に安土等で銃弾が確実に止まる射撃を行うといった、安全が確認される場合にのみ使用する。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
天草市管内	ニホンジカ、アライグマ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
イノシシ	・市単独事業 被害農家等の相談を受け補助を実施する。 電気柵、金網柵、ワイヤーメッシュ柵、トタン 440 件 設置面積 103 ha 整備延長 60,000 m ※老朽化した防護柵の更新整備も含む。 ・総合対策交付金 被害集落等の相談を受け補助を実施す	・市単独事業 被害農家等の相談を受け補助を実施する。 電気柵、金網柵、ワイヤーメッシュ柵、トタン 440 件 設置面積 103 ha 整備延長 60,000 m ※老朽化した防護柵の更新整備も含む。 ・総合対策交付金 被害集落等の相談を受け補助を実施す	・市単独事業 被害農家等の相談を受け補助を実施する。 電気柵、金網柵、ワイヤーメッシュ柵、トタン 440 件 設置面積 103 ha 整備延長 60,000 m ※老朽化した防護柵の更新整備も含む。 ・総合対策交付金 被害集落等の相談を受け補助を実施す

	る。 ワイヤーメッシュ柵 4件 設置面積20ha 整備延長 6,000m	る。 ワイヤーメッシュ柵 4件 設置面積20ha 整備延長 6,000m	る。 ワイヤーメッシュ柵 4件 設置面積20ha 整備延長 6,000m
--	---	---	---

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・市単独事業 電気柵については、既設置者や新規申請者に対して 24 時間 365 日通電及び基本的な設置方法について説明し、農地の防護対策を十分に実施していただく。 金網柵については、定期的な見回り及び補修を行い、適正に管理を行う。 ・総合対策交付金引き続き、定期的な見回り及び補修を行い適正に管理を行う。また、自然災害等による被害が生じたら速やかに対応できる連絡体制を整備しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市単独事業 電気柵については、既設置者や新規申請者に対して 24 時間 365 日通電及び基本的な設置方法について説明し、農地の防護対策を十分に実施していくだく。 金網柵については、定期的な見回り及び補修を行い、適正に管理を行う。 ・総合対策交付金引き続き、定期的な見回り及び補修を行い適正に管理を行う。また、自然災害等による被害が生じたら速やかに対応できる連絡体制を整備しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市単独事業 電気柵については、既設置者や新規申請者に対して 24 時間 365 日通電及び基本的な設置方法について説明し、農地の防護対策を十分に実施していただく。 金網柵については、定期的な見回り及び補修を行い、適正に管理を行う。 ・総合対策交付金引き続き、定期的な見回り及び補修を行い適正に管理を行う。また、自然災害等による被害が生じたら速やかに対応できる連絡体制を整備しておく。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ、ニホンジカ、タヌキ、カラス類、サギ類、カモ類 アライグマ	・地域ぐるみの勉強会等の開催 ・中山間地域等直接支払事業に取り組む集落等へのえづけトップ講座 ・市広報誌普及啓発等の掲載 ・各種補助事業掲載パンフレットの配布
令和6年度	イノシシ、ニホンジカ、タヌキ、カラス類、サギ類、カモ類 アライグマ	・地域ぐるみの勉強会等の開催 ・中山間地域等直接支払事業に取り組む集落等へのえづけトップ講座 ・市広報誌普及啓発等の掲載 ・各種補助事業掲載パンフレットの配布
令和7年度	イノシシ、ニホンジカ、タヌキ、カラス類、サギ類、カモ類 アライグマ	・地域ぐるみの勉強会等の開催 ・中山間地域等直接支払事業に取り組む集落等へのえづけトップ講座 ・市広報誌普及啓発等の掲載 ・各種補助事業掲載パンフレットの配布

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

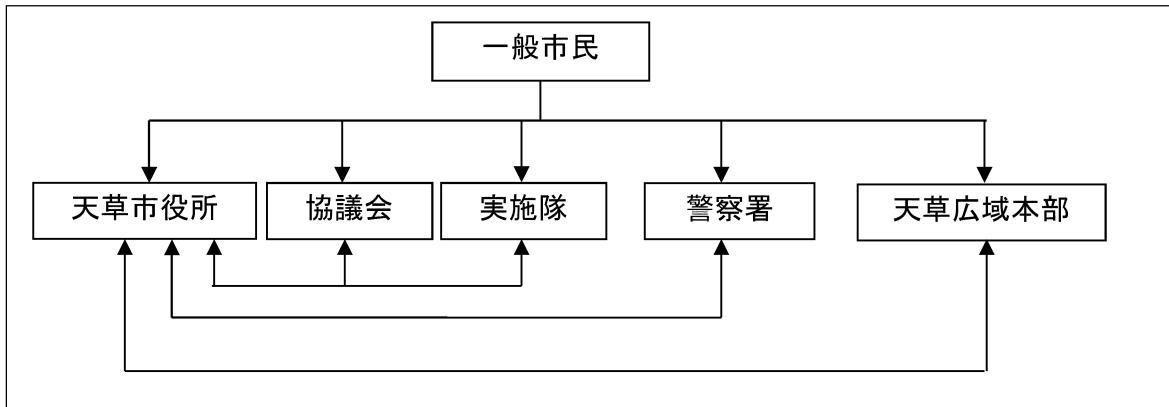
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
天草市役所（防災危機管理課、市民生活課）	市民へ周知するとともに、県及び警察、捕獲対策協議会と連携した対応を図る
天草市有害鳥獣捕獲対策協議会	市と連携した対応を図る
天草市鳥獣被害対策実施隊	市と連携した対応を図る
熊本県天草広域本部 (林務課、農業普及・振興課)	市と連携した対応を図る
天草警察署（生活安全課）	市と連携した対応を図る
牛深警察署（刑事・生活安全課）	市と連携した対応を図る

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後は主に捕獲者自ら埋設等の処理を行っているが、民間にてイノシシ解体処理施設が3施設（山幸館（御所浦町）・（株）天草ジビエ（倉岳町）・天草地域有害鳥獣処理組合（五和町））が運営されており、食肉としての利活用が行われている。また、令和3年7月に稼働した減容化処理施設により、捕獲後の埋設処理等の労力負担軽減が図られている。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	民間にて運営されている市内3箇所の解体処理施設において、関係法令を遵守し「熊本県イノシシ肉・シカ肉衛生管理ガイドライン」等を参考として食肉の利用を行う。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	イノシシ捕獲後の埋設処理負担軽減を目的として減容化施設を建設し、令和3年7月から稼働した。処理過程でできた資源物について、関係機関と協議を進め、たい肥等の製品化を目指す。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

国産ジビエ認証の取得により、より安心安全で消費者に信頼されるジビエの提供を図る。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用の人材育成の取組

処理加工施設においては、新規雇用を図るなど、イノシシ処理における作業工程や衛生管理について指導を行いながら、人材確保及び後継者育成を図る。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	役割
構成機関の名称	
捕獲隊員	有害鳥獣捕獲活動
本渡五和農業協同組合	農家等との連絡調整、被害等情報の提供
あまくさ農業協同組合	農家等との連絡調整、被害等情報の提供
天草地域森林組合	被害等情報の提供
熊本県農業共済組合天草支所	被害作物、被害地域の情報提供、支援等
天草地域有害鳥獣処理組合	五和町イノシシ解体処理施設の運営
山幸館	解体所の運営
(株)天草ジビエ	解体所の運営
天草市（経済部農業振興課）	事務局、支援、助言等

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
天草市役所（防災危機管理課、市民生活課）	情報の提供、助言、指導等
熊本県天草広域本部 林務課	情報の提供、助言、指導等
熊本県天草広域本部 農業普及・振興課	情報の提供、助言、指導等
天草警察署 生活安全課	狩猟等に関する助言・指導・情報提供
牛深警察署 刑事・生活安全課	狩猟等に関する助言・指導・情報提供

天草市鳥獣保護員	狩猟等に関する助言・指導・情報提供
----------	-------------------

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年4月1日	経済部農林整備課の職員で構成する実施隊を設置
平成26年10月1日	経済部農林整備課職員及び各支所職員に民間人を含めた実施隊を設置
令和4年4月1日	鳥獣害対策が経済部農業振興課へ所管変更。同課職員及び各支所職員に民間人を含めた実施隊を継続して編成。
<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止計画の実施に取り組むため関係機関と連携を密にする。 ・被害農家への啓発や防除方法の指導を行う。 ・有害鳥獣の捕獲並びに捕獲隊員への啓発や捕獲方法の指導を行う。 ・出没調査や緊急時の捕獲活動を行う。 ・計画的に一斉捕獲活動を行う。 	

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定期等について記入する。
 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害防止対策に関する意識啓発のため、被害発生地域の住民を対象とした研修会等を実施し、野生鳥獣を寄せ付けない環境づくりについて地域一体での取組を進めていく。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

捕獲後は主に捕獲者自ら埋設等の処理を行っているが、民間にてイノシシ解体処理施設が3施設（山幸館（御所浦町）・（株）天草ジビエ（倉岳町）・天草地域有害鳥獣処理組合（五和町）が運営されており、捕獲後の処理等労力負担軽減が図られ、また食肉としての利活用が行われている。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。